

平成23年1月1日
新十津川町まちづくり基本条例が施行されました。

僕たち私たちの まちの憲法



新しいまちづくりが始まります

何がどうなる？まちづくり基本条例

新十津川町まちづくり基本条例は
まちづくりを進めていくうえでの
基本的な考え方やルールを示したものです。
まちづくり基本条例を基にして
未来に輝く新十津川町をみんなで創っていきましょう。

今月号では、第2章の情報共有の原則（第5～7条）と、第3章の町民の町政への参加（第8～11条）についてご紹介します。

情報の共有

第5条 町民と町は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とします。

町が保有するまちづくりの情報は、町民の財産であり、積極的に共有する必要があります。

情報の公開と提供

第6条 町は、町が保有する情報について、別に条例で定めるところにより、町民に公開します。

2 町は、町政に関する情報を積極的に町民に提供するよう努めます。

3 前項の規定による情報の提供は、適切な情報伝達手段により速やかに、かつ、分かりやすく行います。

第1項では、情報公開制度により町民の知る権利の保障を定めています。

第2項では、積極的な情報の提供に努めることを定めています。

第3項では、情報を町民一人ひとりに的確に周知するため、伝達手段の創意工夫に努め、分かりやすく、迅速な情報の提供をすることを定めています。

個人情報の保護

第7条 町は、町が保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正に取り扱います。

個人情報保護条例により、個人の権利や利益が侵害されないように配慮し、適正に管理するという町の姿勢を定めています。

政策、計画への参加

第8条 町は、重要な政策及び計画の企画立案、策定、実施、評価等において、町民の参加を進め、町民の意見が適切に反映されるよう

に努めます。

重要な政策や計画等の策定から実施に至るすべての過程に、町民の参加を進めるよう定めています。

意見、提言への対応

第9条 町は、町民からの意見、提言等については、速やかに対応します。

2 町は、町民からの意見、提言等の内容並びにその対応の状況及び結果を記録し、保存するとともに、その記



録を資料として活用し、政策及び計画に反映するよう努めます。

第1項では、町政に対する皆さんの声に、迅速に対応することを定めています。

第2項では、皆さんからの意見を記録し、対応結果を残し、役場全体で情報の共有化を図ることを定めています。

意見の公募

第10条 町は、重要な政策及び計画を決定する場合は、町民の意見を公募するよう努めます。

2 町は、前項の規定による意見の公募の結果について町の見解を付し、速やかに公表します。

第1項では、重要な政策を決定する場合は、皆さんの考えを広く取り入れるために、意見の公募をするように努めることを定めています。

第2項では、皆さんとの信頼関係を築くために、寄せられた意見に対し、町の見解を付けて速やかに公表することを定めています。

住民投票

第11条 町長は、町政に関する重要な事項について、町民（町内に住所を有する人に限る。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 町長は、前項の住民投票

の結果を尊重しなければなりません。

第1項では、住民投票に対する町の姿勢を定めています。住民投票の実施に当たっては、別に条例で定め、実施することになります。

第2項では、住民投票の結果について「わたしたちのまちは、わたしたちでつくる」という自治の原則に基づき、最大限尊重することを定めています。

新十津川町まちづくり基本条例の全文は、町のホームページで見ることができます。また、まちづくり基本条例に関する質問や説明会の開催希望がありましたら、気軽にご連絡ください。

問合せ 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131

まちづくり基本条例をすすめる会が発足しました



2月2日、まちづくり基本条例の普及啓発活動を行う「新十津川町まちづくり基本条例をすすめる会」が発足しました。

すすめる会には、基本条例の策定に携わった人たちが参加しています。今後、まちづくり基本条例の説明会の開催や、条例の内容を分かりやすく説明した解説書の作成に取り組んでいきます。